平成29年4月1日から身体に障がいのある方のために、使用する自動車の自動車税軽減制度が変わります

平成29年４月から自動車税の課税免除制度が減免制度に変更になります。

主な変更点は、次のとおりです。

１　自動車税の減免申請時に、申請期限が設けられました。

減免申請は、次の申請期限までに行う必要があります。

区　分		申請期限
自動車取扱税		自動車の登録日の２か月後
自動車税	４月１日に減免要件に該当している方	自動車税納税通知書の納期限（５月31日）
	年度の途中で減免要件に該当する方	減免要件に該当することになった日の２か月後
減免自動車を入れ替える方		自動車の登録日の２か月後

※使用状況等に変更がない場合は、２年目以降の申請は不要です。

２　自動車税の課税免除を受けている方は、減免として継続されます。

課税免除を受けている方で、使用状況等に変更がない場合は、減免として継続されますので、減免の申請手続は不要です。詳しくは、平成29年５月に送付する減免通知書でお知らせします。

３　自動車を入れ替えたときの適用時期が変わります。

年税額単位で減免となりますので、自動車を入れ替えた場合は、その年度は旧車が１年分減免され、新車は翌年度から年税額を減免されます。ただし、減免替えの特例があります。

４　現状確認書の送付時期が変わります。

車検月の２か月前に現状確認書を送付（納税証明書も同封）しますので、使用状況等を記載して必ず提出してください。

◎問い合わせ先

札幌道税事務所自動車税部自動車税課

☎011－746－1194

※最寄りの総合振興局、振興局及び道税事務所でも受け付けています。

詳しくは、道税ホームページをご覧ください。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm

確定申告書にマイナンバーの記載が始まります！

申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要になります。

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。（控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。）

【本人確認書類の例】

例１　マイナンバーカード

例２　通知カード＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

確定申告会場開設期間等のお知らせ

次のとおり確定申告会場を開設します。

申告書の作成には時間がかかりますので、午後４時頃までにお越しください。

なお、会場が混雑している場合には、ご案内を早めに締め切ることがあります。

■確定申告会場開設期間

平成29年２月16日（木）から

平成29年３月15日（水）まで

■確定申告会場開設時間

平日：午前９時から午後５時まで

■確定申告会場

留萌税務署（留萌市寿町３丁目19番地）

２月15日（水）以前は、確定申告会場を開設しておりません。確定申告のご相談は、申告会場を開設する２月16日（木）以降にお越しください。

また、申告に関するご質問や必要な書類のご確認などは、お電話でも問い合わせることができます。

アイヌ民族の遺骨の返還に関するお知らせ

北海道大学及び札幌医科大学では、各大学が保管しているアイヌ民族のご遺骨等のうち、身元が判明したご遺骨をお返しする手続きを開始いたしました。

本件に関し、お心当たりのあるご遺族の方は、各大学の担当窓口までお問い合わせをお願いいたします。

また、一体のご遺骨等について、複数のご遺族から返還のお申し出がある場合も考えられますことから、一番初めにお申し出いただいた方の手続きが行われてから、一年の間、他の方からの返還のお申し出をお受けいたします。（現在公開しておりますご遺骨等には、既に返還のお申し出をいただいているものがございます。）

手続きや身元が判明したご遺骨等の情報など、詳しくは、各大学のホームページをご確認いただくか、または各大学の問い合わせ窓口までお問い合わせをお願いいたします。

◎問い合わせ先

北海道大学アイヌ遺骨返還室

☎0120－622－277

ＨＰ　http://www.hokudai.ac.jp/news/2016/09/post－411.html

札幌医科大学事務局総務課

☎0120－361－115

ＨＰ　http://web.sapmed.ac.jp/jp/smu-ainu.html